

企業集団の実態-1980年代末時点での確認-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 瑞穂 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10468

《個人研究》

企業集団の実態
—— 1980年代末時点での確認 ——

中村瑞穂☆

Enterprise Groups at the End of the 1980s in Japan.

Mizuho Nakamura

1. 日本構造問題協議と「系列関係」ないし「系列グループ」

1990年6月に発表された日米構造問題協議 (Japan-U. S. Structural Impediments Initiative; SII) の最終報告 (Final Report) に列挙された日本側の問題分野 (problem areas) の一つに「系列関係」(Keiretsu Relationships) がある。

同報告の記述はいずれの問題分野に関しても、「基本認識」(Basic Recognition) および「対応策」(Measures to be Taken) の二つの部分からなるが、「系列関係」の場合、「基本認識」の内容は次のようである。「系列関係の存在は、一定の合理性を有するとの側面もあるが、同時に、グループ内取引を選好させ、対日直接投資を阻害し、また、反競争的取引慣行を生起させる側面を有するとの見方もある。政府としては、このような懸念に対し、系列関係をより開放的かつ透明なものとするよう努めることとし、その目的に向けて所要の措置を講ずる。系列関係を背景とする事業者間の取引が公正な競争を阻害し、その結果として、日本に輸出、市場開拓、あるいは投資しようとする外国企業に対し排他的効果を与えないよう、競争政策上の対応を図りつつ、独禁法の運用を厳正に行うとともに、外国企業による我が国市場への参入が円滑に行われるよう、各般の施策を実施することとしている」⁽¹⁾。

ただし、以上のような「基本認識」のうちには、そもそも「系列関係」なるものが具体的に何を意味するかは少しも示されていない。われわれが知りうるのはたかだか、それが複数の「事業者」のあいだの「関係」であり、その「関係」が「事業者」たちをして「グループ」を形成せしめ、その「グループ」内での取引が「事業者」たちにより選好される——といったことがらにすぎず、「系列関係」の実体は不明である。したがって「系列関係」についての具体的な説明は、これをさしあたり「基本認識」に続く「対応策」の記述中に期待するほかない。

☆本学商学部教授

問題分野としての「系列関係」に関する「対応策」は5項目からなる。「1. 公正取引委員会における検討等」、「2. 対日直接投資促進」、「3. TOB 制度の見直し」、「4. ディスクローチャーの改善」、「5. 会社法の見直し」——がそれである。しかし、これらのそれぞれに関する最終報告での具体的な説明のうちに、「系列関係」に関し、さきの「基本認識」における以上に詳細な記述を見いだすことはできない。ただ、「系列関係」に関連して「株式持合い」に言及する個所があるが、その場合にも「株式持合い関係」が「系列関係」の存立にとって必須と見なされているわけではない。

一方、「対応策」のうち、「1. 公正取引委員会における検討等」の項目に含まれる具体的施策の一つとして、公正取引委員会が実施すべき調査に関する記述がある。すなわち、「公正取引委員会は、供給者・顧客間取引、グループ企業間融資及び人的結合等にかかる系列グループに関する調査を概ね2年毎に定期的実施し、その結果を公表する。調査に当っては総合商社の果たす役割に特に重点を置くものとする。公正取引委員会はこれらの調査によって明らかとなった反競争的慣行あるいは排他的慣行に対し、独占禁止法より厳格な適用等の措置を講ずる。また、個別業種の事業者間取引について、取引関係にある事業者間の株式持合いが及ぼす影響も含めて実態を調査する」⁽²⁾。

ここにいう「系列グループ」については、さきの「系列関係」との異同ないしは関係が明らかでないだけでなく、それ自身についても、「供給者・顧客間取引」、「グループ企業間融資」、「人的結合」等が関連し、かつ「総合商社」が特殊的に重要な役割を論ずること以外はなお明らかでない。しかし、それが具体的に何を意味するものであったかは、今となれば、ここでの要請に応じて公正取引委員会により実施された調査の内容を通じて確と知ることができる。

日米構造問題協議での要請に応じて公正取引委員会が実施した第1回の調査は、調査対象企業の1989年度決算（1989年7月から90年6月末までの期間に到来した決算期現在）の数値に基づいたもので、その結果は1992年6月に公表された。公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団—その組織と行動—』（東洋経済新報社、1992年刊）がその調査結果報告書であり、これによって見るかぎり、日米構造問題協議最終報告にいうところの「系列グループ」とは、「六大企業集団」を意味したのである。

2. 企業集団に関する公正取引委員会調査

日米構造問題協議最終報告における問題分野の一つである「系列関係」での求めに応じて実施された公正取引委員会調査が実質的に対象としたものは、その調査結果報告書の表題が示す通り、「六大企業集団」であった。同報告書はいう。「我が国には、企業集団あるいは企業グループと呼ばれるものは種々あるが、戦前の旧財閥に属していた企業を中心に形成された三井、三菱及び住友といった企業集団（以下『旧財閥系企業集団』という。）や銀行が取引先企業を中心に形成した芙蓉、三和及び第一勧銀といった企業集団（以下『銀行系企業集団』という。）は、規模も大きく、我が国経済に占めるウェイトも高いことから特に六大企業集団と呼ばれている。これらの企業集団は、……種々の業種におい

て我が国を代表する企業が社長会を構成し、株式の相互保有、役員の派遣等の資本的、人的な関係をもった集団を形成している」⁽³⁾。

そして、さきの日米構造問題協議最終報告での要請を再確認したうえ、公正取引委員会はその調査の目的について次のように説明している。すなわち、「このような状況を踏まえて、競争政策の観点から、六大企業集団におけるメンバー企業の結びつきの状況、集団内取引の状況等を調査し、企業集団の実態及び集団内取引の実態等を把握することを目的として、本調査を実施したものである」⁽⁴⁾と。なお、調査の対象企業については、「本調査では、従来どおり、各社長会のメンバー企業を企業集団の基礎的な構成企業とみて、主としてこれらを調査の対象企業とした」⁽⁵⁾と述べている。

以上のように、この公正取引委員会調査に関するかぎり、「企業集団」とは「六大企業集団」と総称される6個の企業群のそれぞれを意味し、それら「企業集団」はいずれも社長会への出席資格を有する企業のみをもって構成されているものと見なされている。なお、「系列」という表現は、同調査の結果報告の記述中には全く用いられていない。

以下、この調査結果報告書にもとづいて、最近における企業集団の実態を把握するうえで特に注目に値すると思われるいくつかの点について事実の確認を行っておくこととしたい。[なお、以下の行論においては、公正取引委員会の調査結果に関するかぎり、「企業集団」という語は同調査と同じ意味に用い、また、「旧財閥系企業集団」および「銀行系企業集団」という表現もそのまま借りることとするとともに、それらのいずれについても引用を示す括弧は特に付さずに使用する。また、企業集団の名称のうち、調査結果報告書において「芙蓉」と呼称されているもののみについては、銀行名との一致を選好して「富士」と呼び替え、さらに、統計その他の表における企業集団の配列順について、集団間における比較の便宜上、一部変更を加えることについても、あらかじめ了承を得たい。]

(1) 社長会について

社長会への出席資格を有する企業のみを構成要素と見ることにより構成される企業集団の概念は、いくつかの点で概念構成の他の方法には見られない分析上の利点を有する。

まず、最も形式的な次元でいえば、それが有する客観的な明快性であり、具体的にいうならば、公正取引委員会調査の対象時点である1990年3月31日現在における6つの企業集団群それぞれの構成企業は表2に示された企業群であって、それ以上でもなければ、それ以下でもない。

つぎに、これらの企業を全ての企業のなかから特に選定している主体は社長会自身であり、したがって定義によれば企業集団そのものにほかならないという点である。もちろん、各社長会がそれをもって企業集団と認識するかどうかは別として、少なくとも関係者を納めさせるに十分な何らかの基準にもとづいて、調査時点における全法人企業（金融機関を除き193万7322社）のなかから、それぞれ0.001ないし0.002パーセントに当るそれらの企業を選定してきているわけだからである。

会員企業の選定が厳格な基準でなされるかぎり、新規加入が抑制され、会員構成が長期にわたり固定化されることとなるのは自然である。現存の各社長会の発足の時期は表1に見るように、各企業集

明治大学社会科学研究所紀要

表1 社長会その他の会合

企業集団		三 菱	住 友	三 井	富 士	三 和	第一勧銀
社長会	名称	三菱金曜会	白水会	二木会	美容会	三水会	三金会
	会社数	29社	20社	24社	29社	44社	47社
	設立年月日	1955年(推定)	1951年前後	1961年10月	1966年1月	1967年2月	1978年1月
	目的	情報交換及び親睦	メンバー相互の懇談	事業上の連絡及び親睦を図るため	情報交換及び親睦のため	親睦及び相互啓発のため	メンバー相互の親睦と発展
	出席者	会員各社の会長及び社長(代理出席可)	会員各社の社長	会員各社の社長(社長に支障のあるときは会長または代表権のある役員)	会員各社の社長	会員各社の会長及び社長(代理出席不可)	会員各社の会長及び社長(出席者は通常各社1名)(代理出席不可)
議題又は話題	・社長就任・異動の挨拶 ・三菱商号及び商標等の使用承認の報告 ・外部講師による講演 ・その他情報交換	一般経済情勢についての情報交換 ・グループ記念事業 ・寄付関係事案	・商号及び商標関係事案の報告 ・寄付関係事案 ・会員による業界の状況等の報告	・経済トピックスについての情報交換	・会員または外部講師による講演	・外部講師による講演	
各階層別の会合	副社長・役員級の会合		[五日会] 20社(企画担当役員) ・経済情勢等に関する情報交換, 懇親	[月曜会] 72社(常務取締役以上の会員) ・講演会, 懇親パーティー	[美二会] 29社(副頭取・副社長) ・経済情勢等に関する情報交換, 懇親	[グローバ会] 53社(副頭取・副社長又は専務取締役) ・講演会	
	総務担当・企画担当部長級の会合	[月曜会] 29社(総務部長) ・金曜会の連絡事項の伝達		[銀葉会] 24社(総務関係の担当部長) ・二木会関係事務連絡	[美水会] 29社(企画担当部長) ・連絡事項の伝達 ・講演会	[三水会部長会] 44社(企画担当部長) ・講演会	[三金連絡会] 47社(役員又は部長級) ・三金会の運営に関する事前連絡
			[泉会] 20社(総務部長) ・寄付案件 ・共同施設の運営	[三友調査会] 30社(総務部長又は寄付担当部長) ・寄付案件	[美総会] 29社(総務部長) ・親睦, 情報交換		
	商号・商標に関する会合	[三菱社名商標委員会] 20社(会長又は社長) 11社 [三菱商標打ち合わせ会] (商標担当者) 41社	[住友商標委員会] 20社(総務部長)	[三井商号商標保全会] (総務部長) 52社			
広報に関する会合	[三菱広報委員会] 41社(広報宣伝部門の管理者)	[住友グループ広報委員会] 50社(広報担当役員)	[三井広報委員会] 30社(広報担当部長及び課長)		[広報部長会] 43社(広報担当部長)		
その他の会合		[木曜会] 左阪20社(人事担当者) ・福利厚生に係る情報交換 [住友病院運営委員会] (人事・厚生担当役員) ・病院の運営 20社	[三悠会] 25社(総務部長) ・総務関係業務	[美容懇親会] 67社(営業担当部長・課長) ・新製品, 新規事業の説明	[商流懇談会] 44社(営業担当部長) ・自社開発製品の紹介		

(備考)公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団—その組織と行動—』東洋経済新報社, 1992年6月, 5ページおよび11ページにより作成。

団の沿革的事情を反映してそれぞれ異なるが、いずれの場合にも発足から調査時点までの間における会員構成の変動は、会員企業同志の合併による場合を除けば、総じて稀である。このような事情は、企業集団の分析に際し、同一の対象に関する長期にわたる継続的な観察を可能にする。

さて、つぎに、社長会そのものについて調査結果に含まれる若干の事実を確認しておきたい。

まず、社長会の場合に限らず、あらゆる会合に関して、会議の性格や成果の大きさに重要な関わりをもつものは、一方での会議の規模、すなわち出席者の数と、他方での会議の頻度や時間などの量的な条件であろう。社長会の場合について、会議の規模は表1に示したが、頻度や時間については掲載を省略したので、ここにとりまとめて示すこととする。開催頻度は、第一勧銀が3カ月に1回であることを除いて、他の5集団はいずれも毎月1回である。また、予定時間は1時間が住友、1時間半が三菱・三井・第一勧銀、2時間が富士・三和となっている。なお、会員中の幹事ないし世話役は、旧財閥系の場合には三菱が1名の常任（商社）、三井が3名の常任（銀行・商社・不動産）、住友が当番制とさまざまであるが、銀行系3集団ではいずれも銀行が担当するものとされている。

一方、会議の出席者は社長および会長、社長のみ、社長もしくは会長、さらには代理出席の可否など、企業集団ごとにさまざまであるが、いずれにせよ、それぞれはたんに形式的に外部に対して会社を代表するというにとどまらず、各企業内における職務の段階的構成の最上層部の担当者であり、加えて、社長会企業のように典型的な日本の大企業にあっては、それらの役職が同時に、株主総会の代表機関たる取締役会の代表でもあり、さらには彼らの人格において、終身雇用と年功的昇進秩序とに支えられた同質的かつ固定的な人間集団の頂点に位置する個人であるという事実⁽⁶⁾を念頭に置かねばならない。

つぎに、各社長会を支える企業群を表2によって見れば、企業集団ごとに主要業種のほとんどすべてを網羅するとともに、個々の企業がいずれも各業種を代表する大企業であることが一目瞭然である。公正取引委員会調査での集計によれば、表2に含まれる企業のうち金融・保険業を除く163社が、金融・保険業を除く全法人企業のうちに占める比重は、企業数において0.008パーセントであるのに対し、資本金・総資産・純資産・売上高・経常利益・当期利益については13.54パーセントないし17.24パーセントとなっている。

しかし、表2については、社長会の機能との関わりにおいて、つぎのような点にも注意を払わねばなるまい。第1は、企業集団によって、しばしば同一の業種にかなり多数の企業が存在している事実であり、それらの企業は、仮に企業集団の存在を度外視するならば、相互に最も激しい競合関係に立つことを避けえないであろう。第2は、同一の企業が複数の企業集団の社長会に出席権を有していることで、日立製作所は富士・三和・第一勧銀の3集団、日商岩井・神戸製鋼所・日本通運の3社はいずれも三和・第一勧銀の2集団において、それぞれ社長会に正式参加している。第3は、単一の企業集団において社長会に出席してはいても、資格が「オブザーバー」であるという、トヨタ自動車の三井における事例である。

これらの事情が社長会における会議の規模や開催頻度などの形式的要件とも関わる時、社長会の

表2 社長企業とその業種別分布

1990年3月31日現在

業種	三菱 (三菱金曜会29社)	住友 (白水会20社)	三井 (二木会24社)	富士 (芙蓉会29社)	三和 (三水会44社)	第一勧銀 (三金会47社)
金融 保険業	三菱銀行 三菱信託銀行 明治生命保険 東京海上火災保 険	住友銀行 住友信託銀行 住友生命保険 住友海上火災保 険	三井銀行 三井信託銀行 三井生命保険 大正海上火災保 険	富士銀行 安田信託銀行 安田生命保険 安田火災海上保 険	三和銀行 東洋信託銀行 日本生命保険	第一勧業銀行 朝日生命保険 富国生命保険 日産火災海上保 険 大成火災海上保 険 日本勧業角丸証 券
商業	三菱商事	住友商事	三井物産 三越	丸紅	ニチメン 日商岩井 岩谷産業 高島屋	伊藤忠商事 日商岩井 兼松 川鉄商事 西武百貨店
林業 鉱業		住友林業 住友石炭鉱業	三井鉱山 北海道炭礦汽船			
建設業	三菱建設	住友建設	三井建設 三機工業	大成建設	大林組 東洋建設 銭高組 積水ハウス	清水建設
食料品	麒麟麦酒		日本製粉	日清製粉 サッポロビール ニチレイ	伊藤ハム サントリー	
繊維				日清紡績 東邦レーヨン	ユニチカ	
紙 パルプ	三菱製紙		王子製紙	山陽国策パルプ		本州製紙
化学	三菱化成 三菱瓦斯化学 三菱油化 三菱樹脂 三菱モンサント 化成 三菱レイヨン	住友化学工業 住友ペークライ ト	三井東洋化学 三井石油化学工 業 東レ	昭和電工 呉羽化学工業 日本油脂	帝人 徳山曹達 積水化学工業 宇部興産 日立化成工業 田辺製薬 藤沢薬品工業 関西ペイント	電気化学工業 協和醗酵工業 日本ゼオン 旭電化工業 三共 資生堂 ライオン 旭化成工業
石油 石炭製品 ゴム製品	三菱石油			東燃	コスモ石油 東洋ゴム工業	昭和シェル石油 横浜ゴム
窯業 土石製品	旭硝子 三菱鉱業セメン ト	日本板硝子 住友セメント	小野田セメント	日本セメント	大阪セメント 京セラ	秩父セメント
鉄鋼	三菱製鋼	住友金属工業	日本製鋼所	日本鋼管	神戸製鋼所 日新製鋼 中山製鋼所 日立金属	神戸製鋼所 川崎製鉄 日本重化学工業
非鉄金属	三菱金属 三菱アルミニウ ム 三菱電線工業	住友金属鉱山 住友軽金属工業 住友電気工業	三井金属工業		日立電線	日本軽金属 古河機械金属 古河電気工業
一般機械器具	三菱化工機	住友重機械工業		久保田鉄工 日本精工	エヌティエヌ	新潟鉄工所 井関農機 荏原製作所
電気機械器具	三菱電機	日本電気	東芝	日立製作所 沖電気工業 横河電機	日立製作所 岩崎通信機 シャープ 日東電工	日立製作所 富士電機 安川電機製作所 富士通 日本コロムビア
輸送用機械器具	三菱重工業 三菱自動車工業		トヨタ自動車 三井造船	日産自動車	日立造船 新明和工業 ダイハツ工業	川崎重工業 石川島播磨重工 業 いすゞ自動車 旭光学工業
精密機械器具	ニコン			キャノン	ホーヤ	
不動産業	三菱地所	住友不動産	三井不動産	東京建物		
陸運業				東武鉄道 京浜急行電鉄	阪急電鉄 日本通運	日本通運
水運業	日本郵船		大阪商船三井船 舶	昭和海运	ナビックスライ ン	川崎汽船
倉庫 運輸関連業 サービス業	三菱倉庫	住友倉庫	三井倉庫		オリックス	渋沢倉庫 オリエントコー ポレーション 後楽園スタジア ム

- (備考) 1. 三井グループの北海道炭礦汽船は休会中であり、トヨタ自動車はオブザーバーである。
 2. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団—その組織と行動—』東洋経済新報社、1992年6月、7ページにより作成。

「目的」における「情報交換」ないし「連絡」と「親睦」ないし「啓発」とのあいだの区別も実質的内容における相違に関わるものともなりえ、それが「議題又は話題」の性格にも反映されることが考えられる。

ところで、社長会という機関を、特に、それを支える個々の企業ならびに、それらの関連的集合としての企業群との関係において観察するとき、その機能をときどきの会合の直接的・具体的内容のみによって評価してはならないことは明らかであろう。もっとも、会合を契機として会合の内外で展開されることとなるかもしれない、さまざまな非公式的な機能の性格に関して憶測をめぐらすことが適切でないのはいうまでもないが、少なくとも、社長会を支援し、あるいは補完する役割を果たすと考えられる公式の機関の存在と、それらの機能については、考慮しておかなければならない。表1の中段以下は公正取引委員会調査の結果のうち、それに該当する部分を示したものである。

これらの検討に充てることのできる紙幅はもはやないが、さきの社長会に関する観察の結果に、これらの資料を結びつけて見ると、社長会の性格が企業集団ごとに異なっている可能性が相当に大であることと、同時に、社長会がそれを支える企業群に対して有する影響力に関し、表での配列の左から右へおおむね順を追って大から小に向かうこととなっているのではないかということとを、推測しうるように思われる。

なお、最後に表2に関して、さきに確認したように複数の社長会に出席資格を有する企業や、「オブザーバー」としてのみ社長会に参加する企業が含まれることと並んで、この表に含まれる諸企業に匹敵する規模や業界地位を有しながら、この表には名を見いだすことのできない企業が存在する事実に対しても、十分な注意を払うべきことを指摘しておきたい。

(2) 社長会企業相互間での諸関係について

公正取引委員会調査は企業集団内における企業間の株式所有関係の実態を、株式所有関係率・平均持株率・株式持合率なる3指標を用いて示している。(表3参照)

株式所有関係率は、各企業集団においてその所属企業のそれぞれが集団内企業全体のうちのどれだけの割合に当る企業に対して株式所有を行っているかを集計したもので、いわば集団内企業間での株式所有のネットワークがどれほどの密度をもってはりめぐらされているかを示している。平均持株率は、集団内の各企業が集団内の他の1企業において有する持株率の平均を示し、いわば集団内企業間での株式所有関係の強度に対する各企業の貢献度を表わす。株式持合率は、集団内企業の発行株式全体に対する企業集団全体としての所有の割合を示す。

なお、調査によれば、1980年代を通じて企業集団全体に見られる傾向としては、株式所有関係率が上昇しているのに対し、平均持株率は大幅な低下を示し、その結果、株式持合率は低下してきている。各企業の集団内他企業に対する持株の増加を上回る度合いをもって、株式発行数の増加が進んだためである。

1989年度末における3指標を掲げた表3に、それらの値の企業集団ごとの差異、殊に財閥系集団と

表3 株式所有・役員派遣と金融機関

(単位：%)

企業集団	関係指標	株式所有 関係率	平均 持株率	株式 持合率	役員派遣 企業比率	金融機関の 平均持株率	銀行の役員 派遣企業比率	貸出金 依存率	借入金 依存率
三	菱	72.20	1.75	35.45	96.55	15.3	75.86	3.63	17.95
住	友	93.63	1.54	27.46	50.00	15.2	35.00	1.98	26.58
三	井	59.55	1.42	19.46	41.66	13.6	37.50	4.19	23.99
富	士	45.41	1.30	16.39	44.83	12.0	37.93	2.58	19.46
三	和	26.99	1.43	16.46	68.18	9.7	54.54	3.49	16.99
第 一	勧 銀	29.47	1.08	14.60	72.34	11.2	63.83	4.12	12.10
財 閥	系	75.29	1.57	27.46	62.74	14.7	49.95	3.15	21.61
銀 行	系	33.96	1.27	15.32	61.78	11.0	52.10	3.12	15.11
全 集 団		54.63	1.42	21.64	62.26	12.8	50.78	3.13	17.48

(備考) 1. 株式所有関係率

$$= \frac{\text{集団内の各企業が株式を所有する集団内の他企業の数の合計}}{\text{集団内で成立可能な株式所有関係の数}} \times 100$$

2. 平均持株率

$$= \frac{\text{集団内各企業の集団内他企業に対する持株率の合計}}{\text{集団内で成立している株式所有関係の数}} \times 100$$

3. 株式持合率

$$= \frac{\text{集団内各企業の集団内他企業により所有される株式数の合計が発行済株式総数に占める比率の合計}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

4. 役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内企業（銀行・商社）から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

5. 金融機関の平均持株率

$$= \frac{\text{企業集団内の各金融機関の平均持株率の合計}}{\text{各金融機関の持株率}} \\ = \frac{\text{各金融機関による集団内各企業の持株率の合計}}{\text{各金融機関の集団内各企業に対する株式所有関係の数}} \times 100$$

6. 銀行の役員派遣企業の比率

$$= \frac{\text{集団内銀行（都市・信託）から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

7. 貸出金依存率

$$= \frac{\text{集団内金融機関の集団内企業に対する貸出金}}{\text{集団内金融機関の貸出総額}} \times 100$$

8. 借入金依存率

$$= \frac{\text{集団内金融機関からの借入金}}{\text{集団内企業の借入金の合計}} \times 100$$

9. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団－その組織と行動－』東洋経済新報社、1992年、12～31、70～89ページにより作成。

銀行系集団とのあいだの差異の大きさを見ることができる。

ところで、企業集団内の株式所有関係に対する貢献度の最も高い企業種類は金融機関であり、具体的には表2において業種としての「金融・保険業」に収められた企業群がそれである。各企業集団での株式所有関係に対する金融機関の貢献度は表3における「金融機関の平均持株率」によって知ることができるが、また同時に、金融機関のうち銀行（特に都市銀行）が企業集団内において役員派遣を広範囲にわたって行うことにより、各企業集団における所属企業間での役員派遣関係のうち大きな部分を占めていることも、表3は示している。

表3に見られる貸出金依存率は、各企業集団に所属する金融機関の貸出総額のうち、集団所属企業に対する貸出が占める割合を、また、借入金依存率は、集団所属の非金融諸企業の借入金総額に占める集団内金融機関からの借入の割合を指す。企業集団における金融機関と他の諸企業とのあいだでの貸付・借入の関係を指してしばしば用いられる「系列融資」という表現（公正取引委員会の調査結果報告書はこれを用いていない）を借りるならば、貸出金依存率は「系列融資」に対する金融機関側の依存度を、また、借入金依存率は非金融諸企業の側での依存度を、それぞれ意味するものといえよう。なお、これらの数値を1980年代初頭のものと比較すると、貸出金依存率はすべての企業集団で大幅に低下しているのに対し、借入金依存率は企業集団ごとに動きの相違はあるものの全体としては安定を示している。

総合商社もまた、金融機関と並んで、その業務の性格上、企業集団内において広範な業種の企業と直接に継続的な関係を展開する可能性の大きな企業種類であって、表4はそのような総合商社と集団内の他企業とのあいだの関係の実態を示す指標を収める。株式所有と役員派遣とによる集団内企業との関係の度合いは金融機関のそれに次ぎ、企業集団との関わり方において他の業種に属する企業とは明らかに異なることを示す。総合商社と他の集団内企業とのあいだの業務上の最も直接的な関係は、総合商社による他の集団内企業への販売と、他の集団内企業からの購買とからなり、それをめぐる総合商社と他の企業とのあいだの関係の強度は、総合商社の取引総量において集団内他企業との取引が占める比重と、他企業の取引総量において集団内総合商社との取引が占める比重との両面において評価される。

表4によれば、総合商社にとって集団内他企業との取引が占める比重は、他企業からの仕入に関して大きく、それに対して集団内他企業の側でも、その売上における集団内商社向けの比重の高さをもって応じている。なお、総合商社と集団内他企業とのあいだの取引が当事者のそれぞれにとって有する重要度は、総じて総合商社以外の集団内企業において高いものの、その個別的な度合いは企業集団ごとにかなり異なっている。一方、総合商社以外の企業にとっての集団内取引としては、商社とのあいだのものに加えて、商社以外の集団内他企業とのあいだの取引があり、後者の大きさに応じて、両者を合わせた集団内取引の総量はさらに大きなものとなる。表4における集団内取引比率がそれである。

これら集団内取引のすべての要素ならびに側面において、企業集団ごとの数値の差異、とりわけ財閥系企業集団と銀行系企業集団とのあいだでの差異の大きさが注目を引く。

表4 総合商社と企業集団内取引

企業集団	関係指数	平均 持株率	役員派遣 企業比率	総合商社の集団内		集団内企業の対商社		集団内取引比率	
				売上比率	仕入比率	仕入比率	売上比率	仕入	売上
三菱	菱	3.5	37.93	5.76	17.12	9.90	20.34	14.29	24.63
住友	友	2.3	15.00	4.04	12.37	13.20	33.59	14.37	34.64
三井	井	1.3	4.17	2.73	5.72	10.12	13.55	14.47	15.66
富士	士	1.1	0.00	1.38	9.27	2.02	10.18	4.05	11.90
三和	和	0.5	2.27	1.65	3.88	2.63	4.24	4.57	5.69
第一勧業	銀	0.5	2.12	1.66	3.21	4.09	5.89	10.34	10.49
財閥系	系	2.4	19.03	4.07	11.42	10.95	21.86	14.37	24.70
銀行系	系	0.7	1.46	1.59	4.76	4.09	6.53	6.65	9.28
全集団	団	1.5	10.25	2.64	7.56	5.67	11.69	9.24	14.47

(備考) 1. 平均持株率

$$= \frac{\text{総合商社による集団内各企業の持株率の合計}}{\text{総合商社の集団内各企業に対する株式所有関係の数}} \times 100$$

2. 役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内総合商社から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

3. 総合商社の集団内売上比率

$$= \frac{\text{総合商社の集団内企業（金融機関を除く）への売上高}}{\text{総合商社の総売上高}} \times 100$$

4. 総合商社の集団内仕入比率

$$= \frac{\text{総合商社の集団内企業（金融機関を除く）からの仕入高}}{\text{総合商社の総仕入高}} \times 100$$

5. 集団内企業の対商社仕入比率

$$= \frac{\text{企業（金融機関を除く）の集団内総合商社からの仕入高}}{\text{集団内企業（商社・金融機関を除く）の総仕入高}} \times 100$$

6. 集団内企業の対商社売上比率

$$= \frac{\text{企業（金融機関を除く）の集団内総合商社への売上高}}{\text{集団内企業（商社・金融機関を除く）の総売上高}} \times 100$$

7. 集団内取引比率

$$= \frac{\text{企業（商社・金融機関を除く）の集団内総合商社および他企業との取引高}}{\text{集団内企業（商社・金融機関を除く）の総取引高}} \times 100$$

8. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団—その組織と行動—』東洋経済新報社、1992年、90～105ページにより作成。

3. 公正取引委員会調査の限界

1989年度末の時点での関係諸指標を用いて実施された公正取引委員会調査は、企業集団を6つの社長会のそれぞれに対して出席資格を有する企業群に限定することにより、そのような意味での企業集団に関するかぎり、多面的で、しかも明快な分析を行った。

しかしながら、その分析方法には固有の限界があり、殊に、現代日本経済の特徴的な構造と最も深い関わりを持つと考えられる企業間結合の実態を把握しようとする目的に対しては、あくまでも限られた効果を持ちうるにすぎない。以下、最も基本的な事項のみに限り、その限界を確認しておく。

(1) この調査においては、企業数を唯一の例外として他の数値はすべて比率をもって示されていることが端的に物語るように、絶対額をもって示される企業の規模は一切考慮されることがない。それゆえ、企業集団を構成しているおのおのの個別企業の規模も、したがってまた、それらの企業をもって構成される企業集団の規模も、ここでの企業集団の認識においてはすべて捨象されている。

(2) 企業集団の構成単位が終始、個別企業としての社長会企業と見なされており、それらの企業が個別企業としての限界を越えて展開する企業間関係としては、社長会企業群としての企業集団のみが考慮されるにすぎない。したがって、それらの企業のいわゆる子会社・関係会社・協力会社などとのあいだの結合関係は視野の外に置かれる。もっとも、調査報告のいわば最終的な総括として、「六大企業集団が我が国経済に占める地位」(金融機関を除く)を示す指標が掲げられ、そこには「メンバー企業」のみの数値と並んで「子会社を含めた場合」も示されているが、その際の「子会社」とは「50%を超えて出資している会社」のみに限られている。したがって、加算される子会社も社長会企業1社当たり平均35社にとどまり、法人企業全体に占める企業集団のシェアも、例えば六大企業集団の合計について見た場合、資本金・総資産・売上高の3指標について、「メンバー企業」のみで約14ないし17パーセントであるものが、「子会社」を含めることにより4パーセント前後の追加となるにとどまっている。

(3) 社長会企業とそのいわゆる子会社・関係会社・協力会社などとの関係を無視する姿勢は、社長会企業相互間におけるその種の関係に対してもまた貫かれる。そのため、同一企業集団内におけるその種の関係も、また、異なる企業集団に所属する企業間におけるその種の関係も、ともに企業集団の「組織と行動」の考察に際して考慮されることがない。

(4) 6つの社長会のそれぞれに出席資格を有する企業群のみを企業集団と見なすかぎり、企業集団の数と、それらに所属する企業の数とは、企業総数に対してきわめて限定されたものとなり、一方では、個別企業としての規模、業界における地位などにおいて社長会企業に匹敵する企業でありながらも、限定的に定義される企業集団のいずれにも所属することのないものが少なからず存在することとなる。そして、これらの企業もまた同様に、自己の子会社・関係会社・協力会社などに相当する企業群を保有するのである。それゆえ、限定された意味での企業集団に関する評価は、それらすべての外部

に、なおこれら企業が存在する事実をも参酌のうえなされねばならぬはずである。

かくて、もはやあらためていうまでもないことであるが、これらの限界の克復は、個別大企業を頂点ないし中核とする諸企業の結合体をもって、いわば第1次的な企業集団と見なし、「六大企業集団」はそれら第1次集団の連結体、したがっていわば「集団の集団」、すなわち累乗的な企業集団と把握することによってのみ可能となるのである。

注

- (1) 通商産業調査会編『日米構造問題協議最終報告－日米新時代のシナリオ－』通商産業調査会、1990年、104ページ。
- (2) 同上、108－109ページ。
- (3)、(4) 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団－その組織と行動－』東洋経済新報社、1992年、1ページ。
- (5) 同上、3ページ。
- (6) 拙稿「日本における現代の経営」（経営学研究グループ『新版・経営学－企業と経営の理論－』垂紀書房、1976年、第七章）、262－263ページ。拙稿「日本における会社企業の現状－企業形態論からの確認－」、『明治大学社会科学研究所紀要』第29巻第2号、明治大学社会科学研究所、1991年3月、283－240ページ。

(なかむら みずほ)